

申告は自分で書いて
早めに提出を！



税

所得税、市・県民税

の申告期間がはじまります

平成19年分所得税の確定申告および平成20年度市・県民税の申告についての相談会場を設けます。昨年と同様、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市役所が合同で申告会場を設けていますので、早めに提出していただきますようお願いいたします。

「上野税務署」「伊賀市役所」の庁舎では、申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。

所得税、市・県民税申告相談合同会場

■申告期間 **2月18日(月)～3月17日(月)**

※土・日曜日は除く

■受付時間 午前9時～午後5時

(ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。)

■会 場 ゆめぼりすセンター2階大会議室

■そ の 他 申告に際して特別な事情がある方には、個別相談コーナーを設置していますのでお気軽にご相談ください。



※なお、上記の期間以外に2月12日(火)～15日(金)の間、年金のみ受給している方を対象とした説明会を行います。

※市・県民税の申告の場合は、次頁の会場でも受付を行っています。

(地区市民センターでの申告相談は行いませんのでご注意ください。)

※申告相談会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。

送迎バス

伊賀市役所、各支所、各地区市民センター(上野地区)から「ゆめぼりすセンター」間の送迎バスを運行します。

伊賀市役所(市営上野公園駐車場前) ⇄ ゆめぼりすセンター			
運行日	市役所発時間	会場発時間	
2月19日(火)・21日(木)・26日(火)・28日(木)	9:00 発	10:10 発	
	10:30 発	11:50 発	
3月4日(火)・6日(木)・11日(火)・13日(木)	13:20 発	14:30 発	
	14:50 発	16:20 発	

各支所 ⇄ ゆめぼりすセンター			
発着場所	運行日	支所発時間	会場発時間
阿山支所	2月18日(月)・26日(火)	9:00 発	10:00 発
	3月5日(水)・13日(木)		
島ヶ原支所	2月19日(火)・27日(水)		
	3月6日(木)・14日(金)		
青山支所	2月20日(水)・28日(木)		
	3月7日(金)・10日(月)		
伊賀支所	2月21日(木)・29日(金)		
	3月3日(月)・11日(火)		
大山田支所	2月22日(金)・25日(月)	14:50 発	16:20 発
	3月4日(火)・12日(水)		

地区市民センター ⇄ ゆめぼりすセンター	
発着場所(地区市民センター)	運行日
三田・小田	2月19日(火)・20日(水)
諏訪・新居	2月21日(木)・22日(金)
猪田・花之木	2月26日(火)・27日(水)
長田・久米	2月28日(木)・29日(金)
府中・中瀬	3月4日(火)・5日(水)
比自岐・友生	3月6日(木)・7日(金)
古山・花垣	3月11日(火)・12日(水)
神戸・依那古	3月13日(木)・14日(金)

※ 注 意 事 項 ※

(1) 地区市民センターから「ゆめぼりすセンター」間の送迎バスについては、地区市民センターによって会場までの所要時間が違うため発着時間が異なります。バス時刻表を各地区市民センターへ配布していますので、お問い合わせください。

(2) 交通事情その他諸般の事情により、発着時刻が若干遅れる場合がありますのでご了承ください。

(3) 利用料はいずれも無料です。

市・県民税申告相談会場

開催日	会場
2月20日(水)～2月22日(金)	阿山保健福祉センター1階ホール
2月26日(火)～2月28日(木)	いがまち保健福祉センター研修室
3月3日(月)～3月4日(火)	島ヶ原支所2階会議室
3月6日(木)～3月10日(月)	大山田農村環境改善センター1階大ホール
3月12日(水)～3月14日(金)	青山福祉センター教養娯楽室2
※いずれも受付時間は午前9時30分～正午・午後1時～4時(土・日曜日は除く) (ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。)	

税理士会による無料相談

【とき】

2月18日(月)～20日(水)
午前9時30分～午後4時

【ところ】

ゆめぼりすセンター2階



昨年の申告と大きく変わったところは？

1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

今まで住宅ローン控除は所得税のみの制度で、住民税には適用されませんでした。しかし、税源移譲で所得税が減額され、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、今まで控除できていた分について所得税から控除しきれなくなる場合があります。このため、平成11年～18年までに入居された方に限り、納税義務者が『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出すると、税源移譲による影響額を住民税の所得割から控除できることになりました。

対象の方は、平成20年度は**3月17日まで**に『住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出する必要があります。確定申告をされる方は、確定申告書と一緒に税務署へ提出し、確定申告をされない方は、『住宅借入金等特別税額控除申告書』に源泉徴収票を添付し伊賀市へ提出してください。申告書は、市民税係窓口か各支所総務振興課にあります。また、市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からもダウンロードできますのでご利用ください。

2 地震保険料所得控除制度

平成19年1月から、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が創設されました。これにより、所得税(国税)が最高5万円、住民税(地方税)が最高2万5千円を総所得金額などから控除できるようになりました。

平成18年12月31日までに契約した地震保険料控除の対象とならない長期損害保険契約などに係る損害保険料については、経過措置として従前の損害保険料控除の対象とすることができます。



あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

平成20年1月1日現在伊賀市に	▶ 住んでいる人	▶ 平成19年中に所得があった人	▶ 所得が給与のみの人	▶ 給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	▶ 申告不要
			▶ 所得が公的年金のみの人	▶ 給与支払報告書が勤務先から未提出の人	▶ 申告必要
			▶ 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	▶ 給与を2カ所以上から受けた人	▶ 申告必要
			▶ 医療費控除などを受けようとする人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	▶ 申告不要
			▶ 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	▶ 上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	▶ 申告必要
			▶ 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	▶ 申告必要
			▶ 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	▶ 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	▶ 申告必要
				▶ 医療費控除などを受けようとする人	▶ 申告必要
				▶ 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	▶ 申告不要
				▶ 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	▶ 申告必要
	▶ 住んでいない人	▶ 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人	▶ 申告必要		

※平成19年分の所得税の確定申告書を提出される方は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

【申告書の送付先・問い合わせ】

- 所得税の確定申告 上野税務署 〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地 ☎21-0950
- 市・県民税の申告 伊賀市税務課市民税係 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 ☎22-9613